

建築基準法における昇降機に該当しない工場、作業場等の搬送設備（垂直自動搬送機）

令和5年後期部会

搬送（荷役）設備のうち、工場、作業場等に設置される以下の（１）から（３）までの要件を全て満たすものは、法第 34 条の昇降機として取り扱わないものとする。

- （１）工場、作業場等の生産設備又は搬送（荷役）設備として専らそれらの過程の一部に組み込まれる施設であること。
- （２）人が搬器への物品の搬出、搬入に直接介入せずに使用されること。
- （３）人が乗り込んだ状態で運転される恐れのない構造であること。

なお、人が物品の搬入出をする際に昇降路内に立ち入ることがないものが該当し、搬送トレー方式の場合は、搬送トレー等の全ての部分が昇降路外に出てくること。ここでいう搬器とは、昇降路内を物品を載せて昇降する部分、搬送トレー等とは、昇降路内と水平搬送部で物品を搬送する専用の荷受台を指す。

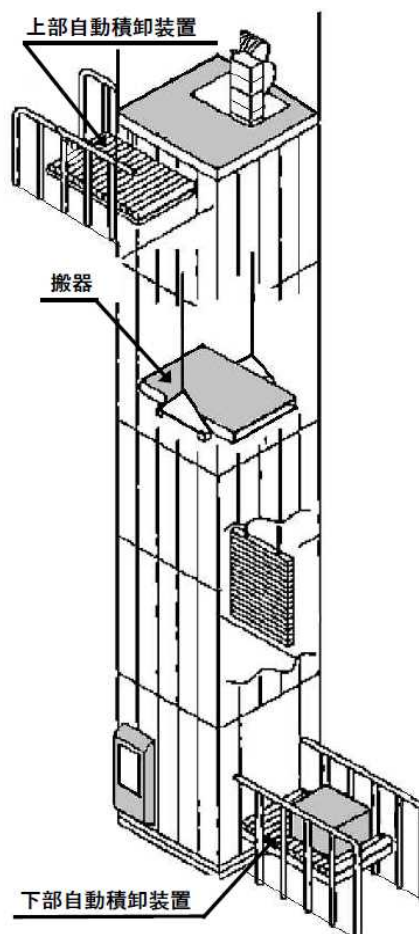


図 1 垂直自動搬送機の例